



2016年7月15日発行 第29号
事務局長 小島 彬
TEL/FAX 077-589-3724
akrkojima@ybb.ne.jp

滋賀支部第2回幹事会 (議事要約)

7月3日の午後に JR 大津駅前、日生ビル4階の滋賀大学サテライトルームで幹事会が開催されました。協議の結果、今後幹事会の概要を支部ニュースで要約を会員に知らせることになりました。(以下はその内容)

★ 第2回幹事会は実質的には支部大会以後初めての幹事会なので、支部大会で出た意見について討議しました。先の大会で「会計監査は権限のある会計監事にすべきである。」という発言がありました。討議の結果、支部の会計規模からみて、監事にする必要はないということになりました。

★ 支部大会では「市民活動とのかかわりを考えて取り組んでいく必要がある。」という意見も出ました。これに関連して、多くの国民の声を無視して先の国会で戦争法(安全法制)が強行採決されましたが、参院選の前に憲法を守り立憲主義を回復させるよう野党共闘を実現させようと「市民の会」が立ち上げられ、科学者会議との連絡が取れないといわれているようなので、畑代表幹事が連絡調整役を担うことになりました。

★ 先の支部大会は成立しましたが出席者が少なく、これを改善する必要があるという意見が出て、協議の結果、規約改正は行わずに個人会員分会の総会のように、欠席者には委任状を取ることになりました。

★ 大学分会に所属する支部幹事が固定化してきて、長い間留任されている幹事がおられ、分会の活動や会員の意識の点からも好ましくないので、支部役員候補を推薦する幹事会の充分前に大学分会で集まりを持ち、幹事を選んでもらおうということになりました。

★ 第2回幹事会の開かれる直前の7月3日の午前10

時から、個人会員分会に所属する支部幹事が集まり、個人会員分会の拡大世話人会を行いました。分会の総会は毎年2月に行っていますが、支部大会が5月中旬以降なので、11月に移動する方向で検討し、それに伴い支部大会と個人会員分会総会時にそれぞれ講演学習会を行うことを決め、幹事会で提案し了承されました。

★ 支部創立50周年記念行事関係で、特別会計支出した10万円を新たに50周年記念事業特別会計として収支決算をすることになりました。50周年記念誌『湖国と科学』第5号がその後30部販売されました。また『湖国と科学』第5号を国会図書館にも送付することになりました。一定部数は支部で保存することになりましたが、残部を関係方面に販売していただける方は、事務局長にお知らせください。(1部500円)

★ 「日本の科学者」6月号は引きこもりの特集記事が生まれ、滋賀大名誉教授の藤本さんや、県大の原先生が寄稿されており、それぞれが関係されている研究室や身近な方に、宣伝紙として活用し会員拡大に使用してもらおうということになり、全国事務局から数部送ってもらうことを決めました。(既に事務局長から全国事務局に依頼)

★ 支部財政は健全に運営されていて、全国事務局には会計担当幹事が事前納入をされていて問題ありませんが、それを滞りなく行うためにも2016年度会費の納入を早めに行っていただく必要があります。これに関連して県立大分会の会員からの徴収が遅れているという指摘が会計からあり、ボーナスの支給がなされた直後でもあるので、分会に所属する支部幹事と会計が連携して徴収を行うことになりました。(この件も既に取

り組んでいただいています。)

県立大における軍学共同問題と講演学習会

『平和安全法制』（戦争法）に反対する滋賀県立大学有志の会」事務局に報告をお願いしました。

昨年度に公募が開始された防衛省の「安全保障技術研究推進制度」（以下、「防衛省制度」）への応募の可否について、滋賀県立大学では昨年5月の教育研究評議会でも審議されて以来、学内での議論が継続しています。「平和安全法制」（戦争法）に反対する滋賀県立大学有志の会（以下、本会）として戦争法と一体の動きである軍学共同問題が足元で起きているときに座視するわけにはいかないと考え、学内世論を喚起する取り組みをさまざまに展開しています。

本学では、昨年度、「防衛省制度」への可否判断のよりどころとなる基準がないとして応募を見送る一方で、本学における科学研究のあり方、実施上のガイドライン、申請の扱いを審議する体制等について検討がはじまりました。昨年度末に「滋賀県立大学の研究者の研究活動に関する基本理念」や同「行動規範」等の原案が示され、学内意見募集が行われた際、本会でも意見提出を呼びかけるとともに教員有志の連名で意見を提出しました。その結果、「基本理念」の中に「戦争や軍事への寄与を目的とするなどの…（研究を行うことがないよう）、…」という文言を明記するという成果を得ました。

しかしながら、この文言があっても「防衛省制度」への応募を可とする余地があるという意見もあり、可否判断基準を巡る議論が今年度に持ち越されています。

そこで本年5月教育研究評議会を翌日に控えた5月9日に、本会ならびに滋賀県立大学教職員組合の共同主催、JSA 滋賀支部県大分会後援にて軍学共同問題に関する学習講演会を企画・開催しました。学習講演会

では、軍学共同反対アピール署名の会代表を務める池内了先生を講師にお招きし、「軍学共同の問題点と学問の自由」と題してご講演いただきました。参加者は20名程でしたが、教育研究評議会委員を含む本学教職員、退職された先生方や一般市民のご参加もあり、関心の高さを感じました。

池内先生には、安倍内閣下で急速に進展した軍学共同の流れを解説していただき、本学でも議論になっている「防衛省制度」の問題点について詳しくお話いただきました。印象に残っているポイントを二点ご紹介します。

一つ目は、「防衛省制度」は研究者個人への委託ではなく、研究機関（大学）への研究委託であり、防衛省のプログラム・オフィサーによって管理がなされ、研究費の支払いも後払いであるなど、総じて通常の意味での競争的資金とは異なるということです。二つ目は、「防衛省制度」の公募要領は「成果の公開を原則」としていますが、「原則」とは「例外」がありうることを含意し、事前通知義務が課せられた上で「原則」と「例外」の線引きの権限は研究者側にはないということです。

このような「防衛省制度」をはじめとする軍事関連機関からのファンディングを大学が受け入れて軍学共同に踏み出せば、大学の自治が侵され、学問の自由が脅かされ、研究現場が萎縮し、学生に対しても教育的悪影響が及び、さらには科学や大学への人々の信頼が失われると結ばれました。

今回の学習講演会を通じて、軍学共同に踏み込んだ先には学問の自由がないということがよく理解できたように思います。本学では、賛否両論がさまざまに表出されるなか、戦争や軍拡につながる研究をしない、させないとりくみと、民主的な意思決定をもとめる共同を一層強めていきたいと考えます。